

デイサービスセンター明日香苑 指定通所介護・第1号通所介護利用契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人恵和会（以下「事業者」という。）は、契約者がデイサービスセンター明日香苑において、事業者から提供される通所介護・第1号通所介護サービスについて、つぎの通り契約（以下〔本契約〕という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護・第1号通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護・第1号通所介護サービスの内容、利用日、費用等の事項（以下「通所介護・第1号通所介護計画」という。）は、別紙『サービス利用書』に定めるとおりとする。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とする。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、本契約はさらに6か月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約終了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には、契約は更新されたものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画・第1号通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）、介護予防・生活支援サービス計画が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画・第1号通所介護計画を作成するものとし、以後も同様とします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画・第1号通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとし、以後も同様とします。
- 3 事業者は、通所介護計画・第1号通所介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとし、以後も同様とします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）、介護予防・生活支援サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画・第1号通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画・第1号通所介護計画の変更が必要であると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、通所介護計画・第1号通所介護計画を変更するものとし、以後も同様とします。
- 5 事業者は、通所介護計画・第1号通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとし、以後も同様とします。

第4条（介護保険給付、介護予防・日常生活支援総合事業給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付、介護予防・日常生活支援総合事業給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び食事等を提供するものとし、以後も同様とします。

第5条（介護保険給付、介護予防・日常生活支援総合事業給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付、介護予防・日常生活支援総合事業給付の支給限度額を超える通所介護・第1号通所介護サービスを提供するものとし、以後も同様とします。
- 2 前項の他、事業者は、別紙重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付、介護予防・日常生活支援総合事業給付対象外のサービスとして提供するものとし、以後も同様とします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規定の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額、介護予防・日常生活支援総合事業給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割または2割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、第3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、事業者が指定する方法により支払うものとします。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービス・第1号通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項の基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び前条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う2か月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、精神、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第21条（精算）

第17条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第22条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第23条（緊急時の対応）

緊急時には利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急時連絡先並びに介護支援専門員に連絡いたします。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

* オプション条項（契約担当者の変更） *

契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定め、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

事業者 住 所 岐阜県恵那市長島町永田382番地38
事業者名 社会福祉法人 恵 和 会
代表者氏名 理事長 森 川 勁 介



利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代筆者 _____ 印（続柄 _____）

